

女性職員の活躍の推進に関する  
**田野畑村特定事業主行動計画**  
(令和3年度～令和7年度)

**田野畑村**

## 田野畑村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 6 月 1 日

田野畑村長

田野畑村教育委員会

田野畑村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、田野畑村長及び田野畑村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

この計画について、平成 28 年度から令和 2 年度までの第一次計画を見直し、今後さらなる改善・向上を図るため、第二次計画を策定するものである。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、担当部局を総務課とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容・実施時期

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

第一次計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の実績を踏まえた当該課題分析の結果、次のとおり目標を設定し、目標達成のために次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標及び取組内容は、優先度の高いものから順に掲げている。

(1) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用の課題に関すること

- ◎令和 7 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和 2 年度の実績 (9%) より引き上げ、20%以上を目標とする。
- ◎令和 7 年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも令和 2 年度の実績 (27%) より引き上げ 40%を目標とする。

上記の目標を達成するため、令和 3 年度より以下の取組を実施する。

- ・女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。(第一次計画の取組を維持)
- ・主任・主査・主任主査・課長級の各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。(第一次計画の取組を維持)
- ・即戦力となる優秀な人材の確保に向け、職場環境や採用情報等を村内外へ広く周知するよう努める。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立の課題に関すること

- ◎令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合 15%以上を目標とする。(第一次計画の目標値を維持)
- ◎令和 7 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合 50%以上、育児参加のための休暇の取得割合 20%以上を目標とする。(第一次計画の目標値を維持)

上記の目標を達成するために、令和 3 年度より以下の取組を実施する。

- ・出産を控えている全ての男女に対し、管理職員 (又は総務課) による面談を行い、各種両立支援制度 (育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等) の活用促進等に関する助言を行うように努める。  
(第一次計画の取組を維持)
- ・男性の育児休業の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施するように努める。  
(第一次計画の取組を維持)

### (3) 長時間勤務等の課題に関すること

- ◎令和 7 年度までに、常勤職員の平均時間外勤務時間を、令和 2 年度の実績（月 11 時間）から、月 8 時間以下を目標とする。
- ◎令和 7 年度までに、年次休暇の一人当たり平均取得日数が 10 日以上となることを目標とする。

上記の目標を達成するために、令和 3 年度より以下の取組を実施する。

- ・第 2、4 水曜日の定時退庁日に、全職員へ電子メールなどにより周知を行うとともに、各課の管理職員が配下職員へ早期退庁を促し、時間外勤務の抑制を図る。
- ・各課の管理職員は、配下職員の時間外勤務状況・年次休暇の取得状況の推移を把握し、定期的に業務分担の見直しを行い、各職員の業務負担の平準化を図る。
- ・年次休暇を自発的に取得しがたい職員もいることから、管理職員が休暇取得を積極的に勧めるよう努める。  
（課内職員が順番に年次休暇を取得するよう調整を図るなど）

### (4) 採用の課題に関すること

- ◎令和 7 年度までに、採用者の女性割合を、令和 2 年度の実績（16%）より引き上げ、40%以上を目標とする。
- ◎令和 7 年度までに、女性の採用試験の受験者数を、令和 2 年度の実績（23%）より引き上げ、受験者総数に占める女性割合 30%以上を目標とする。

上記の目標を達成するために、令和 3 年度より以下の取組を実施する。

- ・職員アンケートを実施するなどして、職場の魅力や改善点を把握し、より良い職場環境の構築に努める。
- ・仕事と子育てを両立している職員や、女性職員の活躍を PR することにより、採用試験の申込者数の増加を図る。